

平成 25 年 1 月 31 日

佐賀西信用組合

中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応について

1. 当組合は、中小企業金融円滑化法施行以前より貸付の条件変更等には柔軟に取り組んでおり、中小企業金融円滑化法の期限到来後もお客様と十分な連携を図りながら、貸付条件の変更や円滑な資金供給に努めてまいります。
2. 当組合は、コンサルティング機能を積極的に発揮し、お客様の経営課題に応じた解決策を提案し、十分な時間をかけて実行支援してまいります。
3. 当組合は、「経営革新等支援機関」の認定を受けましたので、外部専門家との連携を強化して、経営改善支援等に取り組んでまいります。

以 上